

障害者雇用促進企業届出書

雇用労働者数によって様式が異なるので必ずご確認ください。

令和〇年〇月〇日

大分市長 殿

所在地 大分市荷揚町2番31号
商号又は名称 大分市役所（株）
代表者氏名 大分 太郎

次のとおり大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領第3条第1項の規定により届け出ます。

なお、この届出書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。

また、障害者雇用促進企業として名簿が公表されることについては異議ありません。

1 雇用している障害者の数

2人

2 法定雇用障害者数

2人

3 雇用している障害者の氏名等

雇用している障害者の氏名	採用年月日
契約 太郎	昭和50年2月1日
契約 次郎	平成5年11月15日

(注)

- 雇用している障害者の数は、障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条の規定により厚生労働大臣が定める様式。以下「報告書」という。）における障害者数の算定方法による。
- 法定雇用障害者数の算定方法
法定雇用障害者数 = { (常時雇用労働者数 - (常時雇用労働者数 × 除外率設定業種に係る除外率)) × 障害者雇用率 (100分の2.7) (1人未満の端数切捨て)
※常時雇用労働者数に除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
※除外率設定業種とは、規則別表第4に掲げる業種をいう。
- 次の書類を添付すること。
(1) 報告書（届出日に最も近い6月1日現在のもので、障害者の実雇用率が2.7%以上であることが記載されているものに限る。）の控えの写し
(2) 報告書を提出していない事業主又は報告書に記載された障害者の実雇用率が2.7%に満たない事業主にあつては、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し及び障害者雇用促進企業の届出日以前少なくとも3か月の雇用関係を証明できる書類
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しの提出に当たっては、事前に手帳所有者本人の了承を得ること。
- この届出書及び添付書類の記載事項等が事実と異なることが判明した場合は、入札参加資格の取消し又は指名停止措置を行うことがある。